平塚市監査委員髙梨秀美同井澤郁人同黒部栄三同府川正明

監査の結果により講じた措置について(公表)

地方自治法第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知がありましたので、次のとおり公表します。

記

- 1 監査実施対象団体
 - 企画政策部 資産経営課(対象団体:公益財団法人平塚市まちづくり財団)
- 2 監査実施日令和元年9月24日
- 3 監査結果の公表日 令和元年10月24日(平塚市監査委員公表第15号)
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

| 監査の結果 | 措置の内容 |
|------------------------|-----------------------|
| 財務に関する事務 | |
| (指摘事項) | |
| (1) 事業報告書、決算諸表に記載された数値 | (1) 臨時売店販売手数料の収入事務につい |
| は正確であると認められたが、出納その他 | て、複数人による確認と合わせて、パソコ |
| の事務の執行について、臨時売店販売手数 | ンによる確認表を作成し確認体制を構築 |
| 料の収入事務において、収入確認が十分で | した旨、(公財)平塚市まちづくり財団ス |
| なかったため、請求した額より過大に納付 | ポーツ事業課長より11月15日付で報 |
| されていたので、確認する際には複数人で | 告を受領しました。 |
| 確認する体制の構築に努められたい。 | |
| | |

以上